

一 第二号から第四号までに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）

二 二十歳以上の者のうち、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）又は要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこの号に定め

る額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円
三 二十歳未満の者（次号に掲げる者を除く。） 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額を除く。）及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）

四 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

○厚生労働省告示第五百二十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八條第三項第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 生活療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）

二 被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 一万四千八百八十円

○厚生労働省告示第五百二十七号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項及び第七十一条第二項において読み替へて準用する同法第五十八条第四項並びに同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針

一 七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）及び六十五歳以上七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）であつて老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る療養介護医療を行う障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業所等又は基準該当療養介護医療（同法第七十一条に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）を行う同法第三十条第一項第二号に規定する基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下「指定療養介護事業所等」という。）が行う療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び指定療養介護事業所等の診療方針は、老人保健の医療に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例による。

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受ける者に係る指定療養介護事業所等が行う療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び指定療養介護事業所等の診療方針は、介護保険の介護給付費及び指定居宅サービス（取扱いの例による。）

○厚生労働省告示第五百二十八号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第九項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

1 補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）以下「法」という。（第五十九条第九項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種類は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持具、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。

2 前項ただし書の補装具は、同項前段に掲げる補装具の種類に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。

3 法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百三に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前号の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百五に相当する額とする。

一 別表の1の(5)の眼鏡（遮光眼鏡及び弱視眼鏡を除く。）の購入

二 別表の2の(5)の歩行補助つえ（プラットフォーム杖に限る。）の購入

三 別表の2の(5)の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換

四 別表の2の(5)の眼鏡の項中杖交換（遮光眼鏡及び弱視眼鏡に係るものを除く。）

五 別表の2の(5)の眼鏡の項中レンズ交換（遮光矯正用レンズに係るものを除く。）

六 別表の2の(5)の補聴器の項中イヤホン交換、高度難聴用イヤホン交換、骨導型箱形レシーバー交換、眼鏡形平面レンズ交換及び骨導型箱形ヘッドバンド交換

七 別表の2の(5)の車いすの項中クッション交換、フロアシート交換、夜光反射板交換、ステッキホルダー（杖たす）交換、泥よけ交換、屋外用キャスター（エア式等）交換、転倒防止用装置交換、滑り止めハンドル交換、キャリアブレーキ交換、フットブレーキ（介助者用）交換、携帯用会話補助装置搭載台交換、酸素ボンベ固定装置交換、人工呼吸器搭載台交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換及び点滴ポール交換